

2018年（平成30年）5月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2018年（平成30年）4月23日付けで諮問（第921号）された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、捜査関係事項照会書が提出され、辻堂駅南北自由通路北口側に設置している防犯カメラが記録した画像データの情報提供を求められた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定による個人情報の目的外提供は、条例第12条第2項第2号の法令等に定めがあるときに該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

辻堂駅南北自由通路北口側設置の防犯カメラの平成30年4月6日午後2

時から午後4時までの画像データ

イ 目的外の提供先

神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

同条は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものだが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県茅ヶ崎警察署司法警察員によって行われたものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について捜査機関である茅ヶ崎警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細は回答できないが、今回の照会に至った経過については、本件の照会書にある時間の少し前に、辻堂駅北口デッキ上で振り込め詐欺の被害者が被疑者に金銭を手渡す状況を、同駅北口駅前のパチンコ店の防犯カメラが捉えており、同防犯カメラには被疑者がその後辻堂駅方向へと立ち去ったところまで映っていたことから、被疑者のその後の足取りを調べるため、本件の照会の対象となっている防犯カメラの画像提供を求めた。」とのことであった。

本件の照会の対象となっている画像データの提供は、付近に同様の防犯カメラが設置されていないことから、他の手段では代替することが困難なものであり、また、当該画像データにおける個人情報の内容と本件の提供の趣旨を勘案した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認していることから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断したものである。

(4) 画像データの提供方法

画像データは、カメラ本体内のSDカードに記録されており、画像処理用パソコンに仮保存した状態であることから、提供にあたっては、依頼元の茅ヶ崎警察署の警察官による確認を経て、実施機関が必要と判断した部分のみを選択し提供することとする。

また、提供する際は、条例施行規則第11条に規定する「提供を受けるものが執る措置」を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

(5) 目的外に提供する時期

2018年5月10日

(6) 添付書類

- ア 捜査機関関係事項照会書（写し）・・・・・・・・・・別紙1
- イ 辻堂駅南北自由通路北口側の防犯カメラ設置状況図・・別紙2
- ウ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準・・・・・・・・・・別紙3
- エ 個人情報取扱事務届出書・・・・・・・・・・別紙4
- オ 回答書（案）・・・・・・・・・・別紙5

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について捜査機関である茅ヶ崎警察署に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細は回答できないが、今回の照会に至った経過については、本件の照会書にある時間の少し前に、辻堂駅北口デッキ上で振り込め詐欺の被害者が被疑者に金銭を手渡す状況を、同駅北口駅前のパチンコ店の防犯カメラが捉えており、同防犯カメラには被疑者がその後辻堂駅方向へと立ち去ったところまで映っていたことから、被疑者のその後の足取りを調べるため、本件の照会の対象となっている防犯カメラの画像提供を求めた。」とのことである。

また、本件の照会の対象となっている画像データの提供は、付近に同様の防犯カメラが設置されていないことから、他の手段では代替することが困難なものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、今回照会対象となっている画像データに映っている個人が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障をきたすことを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上